

国公法を口実とした人権侵害の不当な政治弾圧に厳しく抗議する（声明）

日本高等学校教職員組合中央執行員会

警視庁公安部と月島警察署は3月3日、昨年の衆院選挙で「しんぶん赤旗」号外などを配布した正当な行為を国家公務員法に違反するとして、国家公務員労働者を不当逮捕し、自宅や日本共産党地区委員会事務所などを家宅捜索を行った。これは、憲法が保障する思想・信条の自由への侵害であり、きわめて不当な政治弾圧と言わなければならない。警視庁の不当な逮捕、捜索に厳しく抗議するとともに、ただちに「被疑者」の釈放を強く要求するものである。

報道によれば、今回の弾圧事件は主権者としての休日の居住地における適法な文書配布活動を国公法違反の「政治的行為」としているが、公務員といえども、すべての国民に等しく、日本国憲法に保障された思想・信条、言論・表現の自由、政治活動の自由の権利があることは当然である。それは議会制民主主義を原理とする民主政治の成立にかかわる根本的原則である。国公法および人事院規則にもとづく選挙運動の全面禁止規程は、憲法が保障した基本的人権、言論・表現の自由などを侵害するきわめて不当なものであり、この間、その運用が抑制されてきたものである。

今回の弾圧事件はどこからみても異常としかいえない。総選挙から数ヵ月もたった今、突然に、しかも公務員の休日の言論活動を口実に政党などに対し、選挙違反を取り締まる刑事警察ではなく、警視庁公安部が異例の大掛かりな強制捜査を行った。今回の弾圧事件は参議院選挙を前にして、憲法「改正」やイラク派兵、有事法制体制づくり、消費税増税や年金改悪などアメリカと財界言いなりの小泉自公政権に対する労働者・国民のかつてない厳しい批判が集中しているなかで引き起こされた。これは、イラク派兵反対、憲法擁護、くらしを守れの旗を高くかかげてたたかっている労働者や国民と革新政党に加えられた不当きわまる政治弾圧と断ぜざるを得ない。

国家公務員法のこの規定は、教育公務員法特例法によって教職員にも準用されているものであり、教職員の権利擁護の立場からも、今回の弾圧事件を絶対に容認することはできない。また、教育行政当局が今回の事件を利用して、教職員の政治活動の自由を抑制することは許されない。公務員や教職員の市民的自由、基本的人権の侵害を許すならば、「戦争する国づくり」を担う公務員・教職員づくりに道をひらくことになるからである。

日高教は、不当弾圧を糾弾するとともに、人権と民主主義を守るために、多くの国民、労働者と力をあわせて、たたかう決意を表明する。

2004年3月4日